

北朝鮮による4度目の核実験に対する抗議決議

去る1月6日、北朝鮮は、水素爆弾の実験を実施した旨発表した。これは、国連安全保障理事会決議2087号、2094号などの一連の決議や6カ国協議共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反し、実に4回目となる核実験である。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議し、断固として非難するとともに、尾道市議会は、非核都市宣言をしている市の市民を代表して、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかにすべての核を放棄し、国際原子力機関（IAEA）の査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く求める。

さらに、政府におかれては国連安保理決議などを踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきであり、国連安保理非常任理事国として、国連安保理における議論を主導するとともに、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

以上決議する。

平成28年1月15日

尾道市議会